## 原子力規制委員会記者会見録

● 日時:令和5年11月15日(水)14:30~

● 場所:原子力規制委員会庁舎 5階記者会見室

● 対応:山中委員長

## <質疑応答>

○司会 それでは定刻になりましたので、ただいまから11月15日の原子力規制委員会 定例会見を始めます。

皆様からの質問をお受けします。いつものとおり所属とお名前をおっしゃってから質問をお願いいたします。御質問のある方は手を挙げてください。

タシマさん。

○記者 共同通信のタシマです。よろしくお願いします。

今日の定例会合の議題ではないんですけれども、柏崎刈羽原発の追加検査のこと についてお伺いします。

昨日、非公開で臨時会合を開かれて、そこで、委員長から検査の報告書の作成に 着手するよう事務局に指示があったと聞きました。このタイミングで報告書の作成 を指示された理由は何でしょうか。

○山中委員長 柏崎刈羽原子力発電所の核物質防護に関する追加検査につきまして、 四つの課題が残っていたかと思います。

その四つの課題のうち、最後の課題である項目について東京電力から完了の報告がありまして、昨日臨時会で追加検査の状況についての結果の報告を受けたところでございます。

四つの課題のうち、小項目で言いますと十数項目ございますけれども、数項目、まだ検査が必要な項目がございますけれども、最終的な段階に入ったという状況認識が委員会でなされましたので、私のほうから報告書の作成を始めてほしいという、そういう指示を出したところでございます。

- ○記者 最終段階に入ったと委員会で共通認識が得られたということですけれども、 それは、すなわち検査の終了時期も見通せるようになってきたという理解でいいで しょうか。
- ○山中委員長 それほど遠くない時期に報告書が完成できるだろう、つまり、追加検査が終了するだろうという、そういう見通しが立ったということでございます。
- ○記者 それほど遠くない時期とは、もう少し具体的にいつ頃と見込んでいらっしゃ るんでしょうか。
- 〇山中委員長 項目は数項目残っておりますので、その検査次第というところでございますけれども、それほど遠くない将来に、その結論が出るだろうというふうな見

通しを得たということでございます。

○記者 分かりました。

それと併せて、今後の流れについて、例えば委員長ご自身が現地に行かれたりとか、東電の経営層と意見交換をされたりとか、そういった見通しについて、公開会合で議論されると先週の会見でおっしゃっていましたけれども、その議論をする時期というのも見通せているんでしょうか。

〇山中委員長 まず、追加検査の報告書の案が完成いたしましたら、臨時会で議論を して、その上で公開の場で審議することになろうかと思います。

その審議の場で、これからの判断のプロセスについて改めて議論させていただきたい。その中で、現地に私自身が行って確認をする。あるいは、所長に来て今後のいわゆる決意表明をしていただく。あるいは、ご意見をいただくという、そういう場を設けるということを議論していただいて、時期等についても、そのときに決められることがあれば決めていきたいというふうに思っております。

○記者 分かりました。

でしたら、現場に行かれるというのは、確か前回、追加検査のフェーズIIが終わるタイミングだと、委員の方5人全員が行かれるというふうに、昨年の今頃だったと記憶しているのですけど、委員長がおっしゃっていて、今回は委員長ご自身が行かれるのは当然として、今回は5人全員行くようにしないで、希望する方だけと、こういうふうに判断されたのはなぜでしょうか。

- ○山中委員長 これも、またこれから議論をさせていただいて、私自身は行きたいということは、これまでもお話しをさせていただいているところでございますけれども、どなたが委員として行かれるのが適切かということについても議論していきたいというふうに思っています。
- ○記者 分かりました。併せて、適格性の再確認のことについても伺いたいんですけれども、8月31日に東電と意見交換をして始まったわけですけれども、うまく進めば 3ヶ月程度で終わるということで、すなわち今月中だということなんですけれども、今のところ、進捗についてどのような報告を受けていらっしゃいますでしょうか。
- ○山中委員長 適格性についても現在検査中ということで、この件についても、遠くない時期に報告書をまとめてもらえるのではないかなというふうに予想しております。それほど時期がずれて報告書が出てくるということはないかと思います。
- ○記者 実際に報告書が、追加検査についても適格性の再確認についてもできたとして、それを審議する場としては、同じ会合でやるのか、それとも、それぞれ重たい議題ですから別々の会合で開こうとか、そういったところの委員長の考えは。
- ○山中委員長 恐らく、公開の場で両方合わせて最終的な議論をすることになろうか というふうに思います。
- ○記者 分かりました。ありがとうございました。

- ○司会 ほかに御質問いかがでしょうか。ハシグチさん。
- ○記者 NHKのハシグチです。よろしくお願いします。

自分も柏崎の関係でお願いいたします。

昨日、臨時会があったということで、先ほど委員長自身の御認識をいただきました。ほかの委員からは、どういうふうな意見がありましたでしょうか。

- ○山中委員長 幾つか、具体的なセキュリティに関係するような質問はございました けれども、認識としては、もう最終段階、詰めの段階に入ってきているというのは、 それぞれ残りの委員もそういう御意見だったと思っております。
- ○記者 異論とか、これが足りないとかもなく。
- ○山中委員長 特に異論もなく、私からの指示についても異論はございませんでした。
- ○記者 分かりました。

先ほど、検査終了後、そう遠くない将来という話でしたけども、検査終了の前に は多分視察も行かれると思うんですけども、イメージ的には年内にも行きたいとい うような考えはありますか。

- ○山中委員長 時期的には、報告書案が公開の場で議論できるのがいつになるか次第 で、私が現地に視察に行く時期についても決まってくるかなというふうに思ってお ります。追加検査次第というところかなというふうに思っております。
- ○記者 東電の4つの課題は、今年の8月9月から出ていると思うんですけども、並行してその作業をされていると思うんですが、そう遠くない将来というとよく分からないんですけども、大体一、二ヶ月とか、そういうイメージでいいのでしょうか。
- ○山中委員長 時期的な問題については、まだ追加検査をしないといけない項目が数項目残っておりますので、その検査次第というところかなというふうに思っています。
- ○記者 分かりました。

あと、昨日、東電から提出された最後の一過性にしない取組の一つで、東電が言っていたのはモニタリング室の設置というのが一つあると思うんですけども、設置からまだ半年程度しか経っていない中で、それはその一過性にしない体制が整っているというのは、その半年の期間で、委員会として判断できるものなのでしょうか。

- ○山中委員長 一過性にしない取組についても、細かな項目として数項目、項目として立てさせていただいて、その中の重要な項目というのは、モニタリング室が機能しているかどうか、ここについては、また追加検査の中で見ていきたいと思っています。
- ○記者 そもそもは追加検査ですけど、もしうまくいったらフェーズ II で終わっていたようなものだったと思うのですけども、フェーズ III にならざるを得なくて、改め

てここまで時間がかかっている理由というのはどういったものがあると思っていま すか。

- ○山中委員長 東京電力自身が自主的に、この核物質防護について改善していけるような仕組みと体制の整備、これに時間がかかったんだろうというふうに思っておりますし、残りの4項目というのは、中でも難しい項目。特に是正措置、PPCAP(核物質防護の是正処置プログラム)と呼ばれる是正措置の活動、それから一過性にしない取組については、かなり東京電力自身も時間がかかったのではないかなというふうに思っています。
- ○記者 分かりました。

その適格性についても伺いたいんですけれども、これまでも何度か出ていると思うのですが、そもそも適格性については一度了承しているもので、改めて規制委員会がその適格性を審査して、恐らく了承すると思うんですけど、ある意味その捉え方によっては、規制委員会が再稼働のお墨つきを与えるのではないかと見られかねないということがあると思うのですけども、その辺りは、委員長はどういうふうに考えていますでしょうか。

- ○山中委員長 6年前の12月に出した結論が維持されているかどうかを再確認するという、そういう検査であったというふうに私自身は思っておりますし、その結果については今後の報告書を見てみたいというふうに思っています。
- ○記者 3ヶ月間検査されていると思うんですが、どういったところを中心に今見ていますでしょうか。
- 〇山中委員長 これは最初にお話をいたしましたけれども、マネジメント関連が中心になっているというふうに思っております。七つの項目のうち、福島第一に関係するような2項目以外については、きちんと検査をしていただけているのではないかなというふうに思っています。
- ○記者 東電は最近、柏崎じゃなくて1F(福島第一原子力発電所)ですけれども、廃 液の身体汚染トラブルもありまして、結構最初の公表の数字が小さいとか、矮小化 するとか、改めて東電の体制が変わっていないんだなと自分は認識したのですけれ ども、そういったことを含めて、適格性というのは東電は足るものになることになりますか。
- 〇山中委員長 これまで6年間の間、安全上のトラブル、あるいはセキュリティ上のトラブルは幾つか起こしてきていると思います。

セキュリティについては、赤という非常に重大な違反を起こしたということで、 今回の追加検査になっているわけですけれども、この間、6年間の安全上のトラブル 事案、あるいはセキュリティ上のトラブル事案、これも全部含めた上で最終判断を したいというふうに思っています。

○記者 最後にしますが、追加検査、適格性を含めて、東電はもちろんですけれども、

規制委員会自体も問われていると思います。その辺りはどういうふうに。

- ○山中委員長 もちろん、重大な決断であると思っておりますし、これはもう最終的 に委員会で慎重に判断をしたいと思っています。
- ○司会 ほかにご質問いかがでしょうか。 ワタナベさん。
- ○記者 東京新聞のワタナベです。今の柏崎刈羽の関連でお聞きしたいんですけども、 先日も社員によるスマホの持ち込み事案があったかと思いますけども、追加検査と か適格性の再判断を今されている中で、またこういった事案が起きたことについて はどのように受け止めていらっしゃいますでしょうか。
- ○山中委員長 事案そのものの重大性という意味では、それほど重大な事案であるとは考えておりませんけれども、先ほどもお話をいたしましたように、安全上の様々なトラブル、あるいはセキュリティ上の核物質防護上のトラブルについては、この6年間の全てについて見た上で、最終判断をしたいというふうに思っています。
- ○記者 また事案が起きたことについては、どう受け止めていますか。
- 〇山中委員長 これは、トラブルというのは全くゼロにするということは不可能だと いうふうに思っておりますし、影響の大きさがどうだったかというのを、それぞれ 判断して総合的に見ていく必要があるかなというふうに思っています。
- ○記者 話は変わるんですけども、先週の敦賀2号機の審査の関係なんですけども、審査の会合の中で、原電が当初申請に記載したデータを削除して、別のデータを記載してもう一度出してきたことについて、石渡委員が一度提出したものを無断で削除するのはいいやり方ではないというふうな御指摘をされたと思います。

このことは、委員長はお聞きになられていますでしょうか。

- ○山中委員長 敦賀2号機に関しては、いわゆるK断層の活動性について、まず審査を 進めるということで、審査をされているということは聞いておりますし、審査会合 で新しい事実というのが提出されて審査に臨んでいるということも聞いております けれども、まだ判断ができるようなデータが十分ではないということは報告として 受けておりますし、事実確認のための現地に行く現地調査もする必要があるという のは報告を受けています。
- ○記者 当初申請からデータを変えて今回出し直してきたものが、当初申請から変わっているという、そのこと自体が問題視されるべき話なのでしょうか。
- ○山中委員長 そのデータがどういうふうに変遷をしてということについてが問題で あるというような報告は、今のところ受けておりません。
- ○記者 分かりました。

それで審査会合で、規制庁側から度々根拠を示してほしいですとか、資料にもう 少しちゃんと記載してほしいというような指摘が出ていたんですけども、もともと、 再提出された申請書には、必要事項を盛り込んだものを出すという共通認識があったかと思うんですけども、それでも、この間の審査会合で、あのような資料がきちんとできていないともとれるような指摘が何度かあったことについて、委員長としてどういうふうに見ていらっしゃるかということと、あと、原電に望むことがあれば、改めて教えてください。

- ○山中委員長 審査で判断が下せるような、技術的な論拠をきちんと示していただく 必要があるかと思っていますし、論拠が足りないというのは審査会合の議論の中で 出てきたことだというふうな報告を受けておりますので、その論拠がきちんと現時 点で日本原電が持っているデータの中から示されれば、審査は前に進むのかと思っています。
- ○記者 分かりました。ありがとうございました。
- ○司会 ほかに御質問はいかがでしょうか。フクチさん。
- ○記者 朝日新聞のフクチと申します。

先に、敦賀2号の今ほどの質問の関連なんですけれども、私も審査会合を聞いていますと、具体的な論拠を求められたときに、原電側が総合的に評価をしたという説明があって、規制庁規制委員会側からは、一般論で逃げ切ろうとしているようにしか見えないとか、様々に、非常に言葉としても厳しい指摘が出ていました。

委員長は、以前から、最後のつもりで申請をしてきて、審査に臨むようにと求められてきた中で、なかなか、予想していないくらいの審査の状況かと思ったんですが、今のような審査の状況自体、原電の準備の足りなさと言いますが、その辺りというのは、何か問題意識は持っていらっしゃいますでしょうか。

- ○山中委員長 現在受けている報告の中では、きちっとした根拠がまだ提示されていないという報告を受けておりますので、この点については、現状あるデータの中で、審査会合の中できちっとした論拠を早急に示してほしいというふうに思っています。
- ○記者 特段、以前からおっしゃっておられるように、この補正で出てきた中身でもって判断をするという、これまでの考え、進め方を変えるほどの状況にまでは、まだなってないと思いますかね。
- ○山中委員長 その考えを変えるつもりはございませんし、これまで委員会で議論してきた進め方で、今後も進めるつもりに、私はしております。
- ○記者 ありがとうございます。

先ほど話が出ました柏崎刈羽の適格性と追加検査の話ですけれども、報告書の案が、それぞれ公の委員会の場に、その適格性にしても追加検査にしても出てくるという話があったんですが、それは、報告書をその場で見て、直ちに適格性がある、なしを判断するとか、あるいは追加検査の区分を3から元に戻すとか、そういった委

員会としての判断をする場というのは、また報告書の案を了承する場とはまた別ということですか。

○山中委員長 まずは、報告書の案を見せていただいて基本的なところの議論をした 上で、今後のプロセスについての議論を公開の場でしたいというふうに考えていま す。

その場で、何か判断が示せるものではないと私自身は考えています。

○記者 ありがとうございます。

そうすると、追加検査、それから適格性の報告書案を一旦確認した後に、山中委員長、あるいはほかに参加される方がいれば、ほかの委員の方も現地へ行くなり、あるいは社長との意見交換等をされた後に、まとめて、適格性、追加検査終了の判断というのをされるという、そういったイメージでしょうか。

- 〇山中委員長 プロセスとしては、そういう流れになろうかというふうに思っています。
- ○記者 分かりました。

追加検査の進捗次第だというのは、まさにおっしゃるとおりだと思うんですが、 仮に、非常に早く進んだ場合は、追加検査、適格性のある、なしの判断というのは、 年内には早ければされる可能性というのは、あるとお考えでしょうか。

- ○山中委員長 これは本当に、追加検査の項目はまだ数項目ございますので、時期については、現時点で、いついつというふうなお答えをすることはできないというところでございます。
- ○記者 ありがとうございます。

あと、個別の話で恐縮ですけれども、先ほど適格性の話で、福島第一の廃炉の項目のことも挙げていらっしゃいましたけど、今回、適格性を判断するにあたっては、 廃炉の部分も含めて、柏崎刈羽だけじゃなくて、七つの約束全体をちゃんとチェックされるという理解でよかったでしょうか。

○山中委員長 もちろん、そのとおりでございます。

委員には、それぞれの項目について、東京電力が十分、適格性が6年前と同様に維持できているかどうかということについて確認をしていただくつもりにしております。

○記者 ありがとうございます。

そうすると気になるのは、福島第一の身体汚染がこの間あったばかりで、先週の 委員長の会見の中でも、マネジメント上の東京電力の問題があるのは明らかという 発言がありました。

七つの約束の福島第一の関連のところを読み上げると、主体的に廃炉に取り組んでいくというような記載もあって、マネジメントの問題がある中で、果たして主体的に取り組んでいると言えるのかという疑問を持つんですが、その点はどういうふ

うに考えていくのでしょうか。

○山中委員長 福島第一原子力発電所全体を通じたマネジメント上の問題があるとは、 現時点では思っておりません。

いくつかプロジェクトが福島のほうでは走っていると思いますけれども、過去のプロジェクトで言いますと、例えば3号機から燃料を取り出すという一つのプロジェクト、これはほかの発電所とは違って、そういう大きなプロジェクトがいくつか遂行されるというのが特徴かと思うんですけども、福島第一原子力発電所の一つのALPSの処理水のプロジェクト、あるいはALPSの汚染水から処理水に持っていく一つのプロジェクト、その辺の管理自身の問題であるというふうな、私自身は認識でおります。

東京電力福島第一原子力発電所の廃炉全体のマネジメントに大きく影響の及ぶような事案であるというふうには解釈しておりません。

○記者 ありがとうございます。

今となっては、この間も、東京電力から保安規定の変更認可申請が出されて、東京電力の言葉で七つの約束というのは示されているわけですけども、今おっしゃったように、福島第一の廃炉という意味で言うと、委員長のお言葉でいくと、それは、主体的にとか、そういった言葉というのは、委員長としては、どういうところまで福島の廃炉ができれば、適格性としては認め得るライン、どういった部分を見たいということですか。

○山中委員長 東京電力自身が、東京電力福島第一原子力発電所の廃炉を、本当に自 らの力で進めているかどうかということを、全体を見て判断していきたいなという ふうに思っております。

大きなステップの一つとしては、ALPS処理水の海洋放出というのを始めることができたという、これは、いろんな方々の協力を得た上でということではございますけれども、それは一つ大きかったのかなというふうに思いますし、いつもお話をするところでございますけれども、事故後10年が経って、次の10年というのは、廃棄物の分析、処理、処分、保管、管理という、そういう廃棄物の安定化ということについて積極的に取り組めているかどうかというところを、それぞれのプロジェクトについて見ていきたいなという、私自身はそういうふうに思っています。

○記者 ありがとうございます。そうすると、仮定の話で恐縮ですけど、先ほどおっしゃったように、トラブルを完全にゼロにすることができないというのは、KK(柏崎刈羽原子力発電所)、1Fに限らず、様々な、ほかの職種分野の工事現場等々でも同じかなとは思うんですが、そうすると、仮に1Fの廃炉でもって適格性がないと言われるとすれば、そういった進めるべきデブリ取り出しとか、汚染水をしっかり処理水にして、保管管理するとか、ああいったリスクを下げていく活動が、きちんと東電が考えて進めきれてないねという、そういう状況があれば、適格性なしとなり

得るんでしょうか。

- ○山中委員長 これは監視検討会 (特定原子力施設監視・評価検討会) で、東京電力 と我々でいろいろ議論をしながら、リスクマップを、東京電力の福島第一原子力発 電所のサイトについて作成しているわけですけども、そういうリスクをきちっと自 ら理解した上で、いろんなプロセスを遂行できているかどうか、それをきちっと見 ていきたいというふうに思っています。
- ○記者 ありがとうございます。
- ○司会 ほかにいかがでしょうか。ウエムラさん、その後、マサノさんでお願いしたいと思います。ウエムラさん、お願いします。
- ○記者 共同通信のウエムラです。

また話題が変わって恐縮なんですけれども、今日の議題の4に関連して伺います。 国際アドバイザーの方との意見交換の中で、TSO (規制行政に対する技術支援組織) 事案の議題の中で、被規制者との非公開での情報交換というふうな話が出たかと思 うんですけれども、議論の中でもお話があったように、極端に情報公開をするとい うふうな状況になっていて、震災から10年以上が経って、情報公開をし続けるとい うふうな方針というのは変わることがあるのでしょうか。

○山中委員長 国際アドバイザー会合の中で、TSOの議論の中で事業者と規制当局との 対話の話、コミュニケーションの話が出たかと思います。

その中で、情報共有を速やかにすることで、規制がスピード感を持って、安全性 向上に取り組むことができる。欧米各国では、そのようにしているんだというご意 見が出ました。

私も、欧米で取り組まれている非公開での情報共有ということについては、確かに、スピード感を持った規制をするということは必要な部分もあろうかと思うんですけれども、まだ、事故後10年少々しか経っておりませんし、規制機関として国民から十分な信頼がまだ得られているというふうには思いません。

事業者と非公開で情報共有するということができる段階に、私自身は、まだ来ているとは思いませんので、そういう規制に対するスピード感を持ってというところを、ある程度犠牲にした上で、情報公開というのを優先的に私は考えていきたいという、まだそのレベルであるというふうに認識しています。

○記者 分かりました。仮に、今ほどおっしゃった、まだ10年少々で信頼が足りないというふうな話ありましたけど、仮定の話をして恐縮なんですけど、信頼感が原発に対して生まれてきたとして、アメリカのNRC(米国原子力規制委員会)の方は、被規制者の経済的理由だとか独自技術であるとかという理由で非公開にすることがあるというふうにおっしゃっていたと思うんですけれども、そういった被規制者の利

益になるから非公開にするということは、個人的にはあまり良くはないんじゃないかなというふうに思ったんですけれども、NRCのやり方というのはどのように捉えていらっしゃいますでしょうか。

○山中委員長 非公開にする理由というのは、いくつか挙げられていたかと思うんで すけども、そういう非公開の会合が規制機関の判断の場ではないということは、ア ドバイザーの皆さんが言われていたかと思います。

速やかに、知るべき情報を規制当局として知るという、そこが大事であるという、 そういうご意見だったというふうに思います。非公開にする動機というのは、おっ しゃるとおり、例えば特許の問題でありますとか、あるいはコストの問題であると か、あるいは、発注先を明らかにしたくないとかという様々な理由はあろうかと思 いますけれども、規制当局のメリットとしては、事業者からそういう規制に関係す るような情報を得るということが、スピード感を持っているということがメリット だというのは、アドバイザーからのコメントだったと思います。

○記者 今、スピード感というふうなお話がありましたけれども、全部公開でやっていて、イノベーションのスピードについて行けないというふうなお話もあったかと思うんですが、現時点で、被規制者、電力会社と、規制庁規制側との間で、技術的なギャップというのがあるというふうには認識されているんでしょうか。

それとも、特段、スピード感というものが、まだそんなに差を生んでいるという ふうには認識されていないんでしょうか。

○山中委員長 事業者とのコミュニケーションで、技術的な劣化を規制当局が招いているとは思わないんですけれども、例えば、メーカーとのコミュニケーション等については、我々は、それほど積極的には行っておりませんし、メーカーが考えている新しい技術についての情報は、我々の知らないことが非常に多いかなというふうに思います。これは世界的に見ると確かに、イノベーションについていけていない一つの部分かもしれません。

この点については深く議論ができておりませんので、どういうことがイノベーションなのかというのは、またアドバイザーに確かめてみたいというふうに思います。

- ○記者 今のところはメーカーだったりとか、そういう最新技術みたいなものを積極 的に吸収できるような仕組みというのは、まだ法案は難しいというような状況でしょうか。
- 〇山中委員長 恐らく、そういう技術的な、彼らとしては、守秘したい特許技術のようなものを規制当局と公開の場で情報を共有するというのは、なかなか難しいかな というふうに思います。
- ○司会ではマサノさん、お願いします。
- ○記者 フリーランス、マサノです。よろしくお願いします。

小型原発の開発が米国で頓挫したニュースが流れてきましたが、次世代原発によるリプレースが見込めないと、日本の事業者としては、停止期間分の運転延長に流れていくと思われますが、どのようなお考えをお持ちでしょうか。

- ○山中委員長 SMR (小型モジュール炉) も含めて、新型炉についての提案というのは、まだ具体的に我々のところになされておりませんので、規制当局として新しい炉に対しての規制をどういうふうにするかということについては、特に何か今コメントをする立場にもございませんし、どういう事業をどういうふうに進めるかというのは事業者の判断かなというふうに思います。
- ○記者 今日の議題1に関してなんですけれども、老朽原発の設計の古さの扱いに関する炉安審会長らとの意見交換をなさいましたけれども、調査審議事項として依頼した4番目に、まず現行の制度を前提をつけて諮問したようですが、なぜだったのでしょうか。

運転期間分の運転延長は、石渡委員も反対された重要なことだったので、前提をつけずに、老朽原発の規制の在り方について自由に議論していただくべきなのではないかと思うのですが、なぜあえて前提をつけられたのでしょう。

○山中委員長 依頼事項を誤解されていると思います。炉安審、燃安審のそれぞれの 審議会に依頼させていただいたのは、まず、安全性向上評価届出制度の改善につい て、短期中期での改善事項を提案してくださいというのが、これは大きなテーマと してお願いをしている点です。

短期については、我々はできるだけ早く改善をしたいので、早期に改善できるような点をできるだけ早く教えてくださいというのは去年お願いしたところです。

加えて、いわゆる旧式化、設計の古さについての取上げ方について、この安全性 向上評価届出制度というのを利用して取り組めるやり方がないかどうかということ について、御検討をお願いしたというのが2点目でございます。

したがいまして、制度上の問題というのを検討していただくというよりは、設計の古さについて、どういうふうに見いだしていったらいいのかということについて、一つのやり方として安全性向上評価届出制度、これを使ってそういうことを見いだすことはできないかということを検討していただいたというのが、依頼の中身でございます。

- ○記者 そうすると、うがった見方をしますと、長期施設管理計画の許可という、その規制に漏れてしまう、委員長おっしゃった旧式化、設計の古さが、今おっしゃった安全性向上評価届出制度でカバーできるんじゃないかという、現行制度でいけるんじゃないかという、そのお墨つきを改善してくださいと言いつつ、それでいいですよねというお墨つきを、二つの審査会から得たいのかなという意図を感じてしまうのですが。
- ○山中委員長 そうではございません。

長期施設管理計画という仕組みの中で議論できること、これは技術の旧式化については取り上げることできるわけですけども、それ以外の部分というのは、バックフィット制度であったり、安全性向上評価届出制度であったり、そういったものを使って欠けを見いだしていこうというのが我々の考え方ではございますけれども、我々が今考えている手法以外に、そういう制度を使って欠けを見つける方法はないでしょうかという御検討を依頼したということで、そういう制度を使えば欠けが見つかるんだというお墨つきを得たいがために御依頼をしたというわけではございません。

○記者 次の質問をさせていただきます。

東京電力福島第一原発で炭素塩を硫酸で洗浄する作業で被ばくがあった事件について、先ほど委員長は、福島第一全体の問題とは思わないとおっしゃられましたけれども、ハインリッヒの法則といって、ヒヤリハットが一つあると、その背景に二、三百同じようなことがあるらしいのですが、本当に全体の問題ではないとお考えでしょうか。

〇山中委員長 これはもう本当に、一つ一つの安全上の影響度の度合いかというふう に思っております。

今回の事案というのが、安全上どの程度のものかというのは、これから保安検査の結果で判断をしないといけないことかと思っておりますけれども、少なくとも実施計画違反であるということは間違いはございませんけれども、その安全上の重要度が1Fの廃炉全体に極めて大きな影響を及ぼすかどうかということについて言いますと、私自身はそういった問題では現時点ではなかろうというふうな判断をしております。

- ○記者 最後なんですが、同じく東電の、先週の東電会見で、ホースが外れたと言っている緑色のタンクで、実は苛性ソーダを使って硝酸を中和しているということが初めて分かったんですけれども、ホースが外れたとしているそのガスが発生した原因は、炭素塩を硫酸で洗浄する作業で、ホースで起きたのか、それとも苛性ソーダと硝酸の化学反応で起きたのか、確認が必要じゃないかと思えてきたのですが、第一印象で構わないのですが、委員長、どのようにお考えでしょうか。
- ○山中委員長 まず、事象の原因についてはこれからの保安検査で見ていかなければならないというふうに思っておりますし、炭酸塩と硝酸が反応してCO₂ができる、それがいわゆる大量にできて、仮設のホースが外れたというのが恐らく推測できる原因だとは思うのですけども、東京電力の発表の中身が、毎回変わってくる。これは、恐らく透明性とか公表性というのを重視されていると思うんですけども、公表の仕方というのをもう少し考えていただかないと、本当にそれで大丈夫ですかという疑いのほうが、皆さんお持ちになってしまって、その公表している意味がなくなってしまうんじゃないかなというのが私の印象です。

確かに、知ったことをすぐさま公表するという姿勢は大事だと思うんですけれども、真偽が分からない状態であれば、こう思うけれども、こういう可能性もありますとか、これは確かではないかもしれませんがというただし書をつけなければ、数ミリリットルと言っていたものが数リットルに変わるというのは、一般の方からしたら大丈夫ですかという話になってしまうので、公表の仕方というのをもう少し考えていただきたいなというふうに思います。

○記者はい、おっしゃるとおりだと思います。

洗浄廃液について、追加で。

洗浄廃液についても、その洗浄廃液をその後どうするんだという質問をしたときに、会見の中で答えている方が、言いながら「失礼しました、ごめんなさい」と言って、何を言っているか全く分からなくなるような状況も、先週の木曜日にあったんですね。

ですので、おっしゃるように、どんどん情報が変わったら、何か本当に伝聞で、 子供のお使いのように、元請け企業が言っていることをうのみにして横に流してい るだけで、実際に三次請けが何をやっていたのかというのも、東電が全く関心を持 っていないんじゃないかということも心配になりますので、保安検査でぜひ真剣に 検査していただけたらうれしいなと思っています。要望になりました、すみません。

- ○山中委員長 保安検査の中でこれ、きちっと確認をしてまいりたいというふうに思います。
- ○司会 ほかにいかがでしょうか。 サイトウさん。
- ○記者 新潟日報のサイトウと申します。

柏崎刈羽原発の関係でお伺いしたいんですけども、先ほどもお話ありましたが、 東京電力のほうから保安規定の変更申請ということで、いわゆる七つの約束に核物 質防護上の是正措置を加えたような形で変更申請が出されたかと思いますが、そも そも6月に社長と委員会で意見交換をした際に、委員長のほうから変更したほうがい いんじゃないかというような、促すような発言があったかと思うんですけども、こ の変更については、委員長は御覧になっているでしょうか。御覧になっていたとし たら、所感というか、教えていただければと思います。

○山中委員長 まだ詳細を見ておりませんし、今後審査会を開かれるということは聞いております。

社長との意見交換の中で、どういった意図を持って私コメントをさせていただいたかというと、核物質防護の中で、フェーズⅡの検査までの状態でも、こういう東京電力自身が核物質防護について行われている良い取組があるんじゃないですかと、それを安全に生かすべきではないですかと、保安規定で抜けているとこないですか

という意図で、当然、社長にはコメントをさせていただいて、そのときには否定を されましたけれども、御理解をいただいた上で、変更なされたものというふうに理 解をしております。これから詳細を見させていただくとともに、審査会合では別途 職員が審査をすることになろうかと思います。

- ○記者 その通常保安規定の変更だと、審査会合、規制庁のほうで判断されるかと思うんですけど、今その適格性についても委員会としてその判断をこれからされるという中で、何かその委員会で、今回の変更申請について議論したり議題に上げるという、そんなふうな考えというのは今はお持ちでしょうか。
- 〇山中委員長 委員の皆さんが御興味を持たれれば、どういう項目が保安規定で変更 されたのかということについて、委員会の場で議論するかもしれません。まだ決め ておりません。
- ○記者 そうすると、現状では、その適格性の判断について、今回の変更申請という のは特段その影響を与えるようなものではないという、現状の認識ではよろしいで しょうか。
- 〇山中委員長 自主的に保安規定を変えられたわけではなくて、私がコメントさせて いただいたのに従って変えていただいただけの話ですので、特段それを審査しよう という気はございません。
- ○司会 ほかにいかがでしょうか。

それでは本日の会見は以上としたいと思います。ありがとうございました。

一了一